

霧島市条例第27号

令和5年9月27日

霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重真一

#### 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「8時30分」を「9時」に、「5時30分」を「5時」に改める。

第5条を次のように改める。

（公園使用の許可）

第5条 公園において、次に掲げる行為のために公園の全部又は一部を独占して使用しようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容その他市長が指示する事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。

2 前項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。この場合において、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第15条を削る。

第16条中「又は資料展示物」を削り、同条を第15条とする。

第17条及び第18条を削り、第19条を第16条とする。

別表を次のように改める。

別表（第10条、第14条関係）

公園の区域内で第5条第1項の各号に掲げる行為をする場合に係る基本使用料

区分	基本使用料
第1号に掲げる行為	1平方メートル1時間につき30円
第2号に掲げる行為	1日につき4,720円
第3号に掲げる行為	1平方メートル1時間につき30円
第4号に掲げる行為	1平方メートル1時間につき30円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数を生じた時は、1時間とみなす。
- 2 会費又はこれらに類するものを徴収する場合にあっては、基本使用料に100分の200を乗じて得た額を基本使用料に加算した額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。